

第2節 警報設備に関する技術基準

(自動火災報知設備)

第23条 自動火災報知設備の設置については、政令第21条、省令第23条、省令第24条、省令第24条の2の規定及び昭和39年8月17日付消防庁予防課長通知（自消丙予発第87号）「火災報知設備の設置及び維持に関する基準について」並びに昭和44年10月31日付消防庁予防課長通知（消防予第249号）「消防法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴う消防用設備等の設置に関する消防法令の運用基準の細則について」によるほか、次によること。

- (1) 1棟の建築物は、原則として1台の受信機で監視するものであること。ただし、同一敷地内に2以上の建築物がある場合等管理上やむを得ない場合にあっては努めて受信場所を1箇所とし、各建物と受信場所相互間に同時通話装置を設け、設備の集中管理を図ることができる。
- (2) 放送設備が該当する防火対象物にあっては、操作部と併設すること。
- 2 自動火災報知設備に移報用装置を設置する場合は、昭和62年8月10日付消防庁予防課長通知（消防予第134号）「遠隔移報システム等による火災通報の取扱いについて」、昭和63年2月16日付消防庁予防課長通知（消防予第26号）「遠隔移報システム等による火災通報の運用等について」及び平成2年2月1日付消防庁予防課長通知（消防予第12号）「自動火災報知設備に係る移報用装置等に関する自主管理について」によるとともにその接続方法については、別に定める「自動火災報知設備と火災通報装置等の接続要領」によること。
- 3 警戒区域は、政令第21条第2項第1号、第2号及び省令第23条第1項の規定によるほか、次によること。
 - (1) 2以上の独立した建築物にまたがらないこと。
 - (2) 警戒区域の面積（天井裏、小屋裏等を警戒する必要がある場合は、その床面積を含む。）が500m²以下の場合で、警戒区域が2以上の階にわたる場合は、2の階にわたる警戒区域内のいずれかの部分に階段が設けられていること。
 - (3) 階段、傾斜路等にあっては、高さ45m以下ごとに一の警戒区域とすること。
 - (4) 地下2階以下にわたる階段、傾斜路は、別警戒区域とすること。
 - (5) 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフトその他これらに類する場所が同一防火対象物に2以上ある場合は、それらの一から水平距離50mの範囲内にあるものにあっては、同一警戒区域とすることができます。ただし、頂部が3階層以上異なる場合には、別警戒区域とすること。
 - (6) 階数が2以下の階段は、当該階の居室の警戒区域とすることができます。
 - (7) 外気に面して常時開放された下屋（車庫、倉庫等）で、省令第23条第4項第1号口に該当する場所の警戒区域は、当該部分を含めて設定するものであること。ただし、

軒下等で感知器が設置されない場合は、警戒区域の面積に含めないことができる。

(8) 各階の階段がそれぞれ 5m 未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、直通階段とみなして一つの警戒区域を設定することができる。

(9) 警戒区域は、防火対象物の防火区画又は避難区画等にまたがらないように設定されていること。

4 感知器は、省令第 23 条第 4 項から第 8 項までの規定及び平成 3 年 12 月 6 日付消防庁予防課長通知（消防予第 240 号）「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について」によるほか、次によること。

(1) 自動火災報知設備設置対象の防火対象物内（ラック式倉庫は除く。）の感知器取付面より 0.5m 以上下がった部分に短辺が 3m 以上で、かつ面積が 20 m²以上の棚又は架台（これらに類するものを含む。ただし、網目状鋼鉄等気流の流通が容易なものは除く。以下同じ。）が存する場合、当該棚又は架台の下面にその環境に適応する感知器を設置するものとする。

(2) シート倉庫等で季節によっては異常に高温になる等非火災報の発生が頻繁に起こるおそれのある場所については、政令第 32 条を適用して定温式 2 種又は差動式分布型 3 種の感知器を設置することができる。

(3) 光電式分離型感知器の設置にあたっては、省令第 23 条第 4 項第 7 号の 3 及び昭和 62 年 11 月 13 日付消防庁予防課長通知（消防予第 193 号）「光電式分離型感知器の設置に関する細目について」によるとともに、隣接する光電式分離型感知器が相互に干渉する場合は、送光部、受光部を交互に設置する等、有効に火災を感知できるよう措置すること。

(4) 炎感知器の設置にあたっては、省令第 23 条第 4 項第 7 号の 4、第 7 号の 5 及び平成 3 年 6 月 24 日付消防庁予防課長通知（消防予第 128 号）「自動火災報知設備の炎感知器の設置に係る技術上の基準の運用について」によるとともに、ライター等の炎による非火災報を防止するため、炎感知器から直近の監視空間（当該区域の床面から高さ 1.2m までの空間をいう。）までの距離が、当該感知器の監視することができる距離のおおむね 2 分の 1 以上となるように設置すること。

(5) 便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所は感知器の設置を要しない場所とする。

（ガス漏れ火災警報設備）

第 24 条 ガス漏れ火災警報設備の設置については、政令第 21 条の 2、省令第 24 条の 2 の 2 から第 24 条の 2 の 4 まで及び昭和 56 年 6 月 20 日付、消防庁予防救急課長通知（消防予第 133 号）「消防法施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令の運用について」によるほか、次によること。

(1) 一の警戒区域は、2 以上の独立した建築物にまたがることなく、その面積を 600 m² 以

下とし、かつ一辺の長さを 50m 以下とするとともに、検知区域のある室（天井裏及び床下の部分を含む。）の壁等（間仕切及び天井から突き出したはりを含む。）の区画で境界線を設定すること。

- (2) 前号によるほか、天井裏又は床下の部分に設けるものを除き、警戒区域の面積が 600 m²以下でかつ、一辺の長さが 50m 以下の部分（検知区域のない室等を含む。）に 2 以上の検知区域が分散してある場合には、一の検知区域として設定することができる。
- (3) 警戒区域は、防火対象物の 2 以上の階にわたらないものとする。ただし、次による場合はこの限りでない。
- ア. 省令第 23 条第 5 項第 3 号に規定されるもの。
 - イ. 検知区域のある 2 の室が直接内階段等により接続され、かつ、警戒区域の面積が 500 m²以下となる場合にあっては、2 の階にわたることができる。
- (4) 検知器の設置場所及び設置方法については、ガスの性状に応じて次によること。
- ア 検知対象ガスの空気に対する比重が 1 未満の場合
 - (ア) 検知器は、省令第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号イの規定によるほか、検知区域のある天井裏又は床下部分にも設けること。
 - (イ) 燃焼機器等から水平距離が 8m 以内のガス漏れを有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設置すること。
 - (ウ) 燃焼機器等から水平距離 12m 以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離 4m 以内を除く。）で天井面から 0.6m 未満の位置に吸気口がある場合は、前（イ）により検知器を設けるほか、燃焼器等から最も近い吸気口付近（吸気口からおおむね 1.5m 以内の場所）に検知器を設けること。
ただし、最も近い吸気口が燃焼器等から水平距離が 4m を超え 8m 以内にあり、当該吸気口付近に検知器を設けた場合は、前（イ）に設ける検知器を省略することができる。
 - イ 検知対象ガスの空気に対する比重が 1 を超える場合
 - (ア) 検知器は、省令第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号ロの規定によるほか、検知区域のある天井裏又は床下部分に設けること。
 - (イ) 床面に段差がある場合、燃焼器等又は貫通部の設けられている側に検知器を設けること。
 - (ウ) 燃焼器等又は貫通部から水平距離 4m 以内に床面から 0.3m を超えるカウンター等がある場合、検知器は燃焼器等又は貫通部のある側に設けること。
- 2 ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物の部分にガス事業法により、「ガス漏れ警報設備」が設置されている場合、中継器及び受信機が検定合格品を使用しており、かつ、都市ガス用検知器が（財）日本ガス機器検査協会の検査に合格（液化石油ガス用検知器の場合は高压ガス保安協会の検査に合格）したものが用いられているときは、本条に基づくガス漏れ火災警報設備は設置を要さない。

(漏電火災警報器)

第25条 漏電火災警報器の設置については、政令第22条、省令第24条の3の規定及び昭和61年3月13日付消防庁予防救急課長通知（消防予第30号）「漏電火災警報器の設置基準の細目について」によるほか、次によること。

(1) 政令第22条第1項第7号に定める契約電流容量は次によること。

ア 防火対象物の関係者と電気事業者間でなされた契約電流（契約上使用できる最大電流（A）をいう。）、契約容量（契約上使用できる最大容量（kVA）をいう。）及び契約電力（契約上使用できる最大電力（kW）をいう。）とし、契約電流（アンペア契約）にあってはその契約の電流値、契約容量又は契約電力にあっては、標準電圧を100V又は200V、力率を1.0として次の算式により求めた値とする。

$$(契約容量 (kVA) \text{ 又は 契約電力 (kW)}) \times 1,000$$

$$\text{契約電流容量 (A)} = \frac{(契約容量 (kVA) \text{ 又は 契約電力 (kW)}) \times 1,000}{\text{標準電圧 (100V 又は 200V)} \times \text{力率 (1.0)}}$$

注1：電気方式が三相3線式の場合にあっては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

注2：電気方式が単相3線式の場合にあっては、標準電圧を200Vとすること。

イ 同一敷地内に防火対象物が2以上ある場合で、契約種別が1である場合にあっては、当該防火対象物の契約電流容量を当該防火対象物の低圧屋内電路に接続されている負荷設備総容量（kVA又はkW）から次の算式によって求めた値とすること。

$$\text{負荷設備総容量 (kVA 又は kW)} \times 1,000$$

$$\text{契約電流容量 (A)} = \frac{\text{負荷設備総容量 (kVA 又は kW)} \times 1,000}{\text{標準電圧 (100V 又は 200V)} \times \text{力率 (1.0)}} \times \text{需要係数 (0.6)}$$

注1：電気方式が三相3線式の場合にあっては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

注2：電気方式が単相3線式の場合にあっては、標準電圧を200Vとすること。

ウ 高圧又は特別高圧の変電設備を有する防火対象物の契約電流容量は、低圧側において前イの算式により求めた値とすること。

エ 同一の防火対象物に、同一契約種別が2以上となる場合の契約電流容量は、その合計値とすること。

(消防機関へ通報する火災報知設備)

第26条 消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）の設置については、政令第23条、省令第25条の規定及び平成8年2月16日付消防庁予防課長通知（消防予第22号）「消防機関へ通報する火災報知設備の取り扱いについて」、平成8年8月19日付消防庁予防課長通知（消防予第164号）「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」及び平成8年9月11日付消防庁予防課長・救急救助課長通知（消防予第180号、消防救第199号）「電話回線を利用する通報装置の設置・維持管理に係る留意

事項について」によるほか、次によること。

(1) 設置場所等については次によること。

- ア 火災通報装置は、管理人室等常時人のいる場所に設置すること。この場合努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。
- イ 火災通報装置の操作部（手動起動装置、モニター部、発報表示及び非常用送受話器）が制御部と分離しているものの制御部は、維持管理できる場所に設けることができる。
- ウ 遠隔起動装置を設ける場合は、前アに準ずることとし、火災通報装置を設けた場所との間で通話ができる装置を備えること。
- エ 火災通報装置の手動起動装置、非常用送受話器及び遠隔起動装置には、標識等によりその旨を明示しておくこと。
- オ 手動起動装置及び遠隔起動装置には、いたずら等により通報されることを防止するための措置を講じておくこと。
- カ 火災通報装置の直近には、専用の送受話器を設置すること。
- キ 一般用の電話機を非常用送受話器として使用するものは、専用のものとして火災通報装置の直近に設け、かつ、他の電話機等と明確に区別させること。
- ク 火災通報装置をデジタル加入回線に接続するためのターミナルアダプター（以下「TA」という。）等は、当該火災通報装置と同室に設けること。
- ケ TA等には、火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に付すこと。
- コ 火災通報装置及びTA等は、湿気、埃のない場所に設置するとともに、地震等による転倒防止措置を講じること。

(2) 火災通報装置は、電話回線の信号種別（アナログ方式、デジタル方式）により接続可能な機器を選択し、次により必要な措置を施すこと。

- ア 火災通報装置又はTA等と電話回線の接続は、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式により行うこと。
- イ 火災通報装置をアナログ加入回線に接続する場合は、使用頻度の最も少ない加入電話回線の構内交換機と分界点との間に接続し、構内交換機の内側には接続しないこと。
- ウ 火災通報装置をデジタル加入回線に接続する場合は、次により行うこと。
 - (ア) 火災通報優先接続型TAを用いる場合、火災通報装置は優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。
 - (イ) TAを用いる場合、火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
 - (ウ) TAを用いる場合、デジタル加入回線に接続する端末機器は、火災通報装置とその他の端末機器一つまでとし、デジタル加入回線の一つの信号チャンネルを火災通報装置専用として確保すること。
- (エ) 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該TAのデジタル端末機

器用端子に接続する場合、送信情報量は 64kbps までとし、その旨を表示すること。

- (3) 火災通報装置は、火災通報装置の基準（平成 8 年消防庁告示第 1 号）に適合するものとし、認定品を使用し、かつ、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 50 条の規定により端末機器として認定を受けたものを使用すること。
- (4) TA 等は、火災通報装置の通報メッセージを正確にデジタル加入回線に送出できるものであり、かつ、消防機関からの呼び返し等を的確に火災通報装置に伝達できることが確認されている機器を使用すること。
- (5) 火災通報優先接続型 TA に接続される火災通報装置以外の端末機器を使用中に火災通報装置を起動した場合、火災通報装置の通報が優先されること。

(非常警報設備)

第 27 条 非常警報設備の設置については、政令第 24 条、省令第 25 条の 2 の規定並びに昭和 44 年 10 月 31 日付消防庁予防課長通知（消防予第 248 号）「放送設備に関する運用基準について」、平成 6 年 2 月 1 日付消防庁予防課長通知（消防予第 22 号）「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」及び平成 11 年 2 月 2 日付消防庁予防課長通知（消防予第 25 号）「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドラインについて」によるほか、次によること。

- (1) 一の防火対象物において非常用の放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている防火対象物で、非常用の放送設備を操作した際、音声警報が有効に聞こえる措置を講じること。
 - (2) エレベーターが設置される防火対象物にあっては、エレベーター内にスピーカーを設けるとともに、居室等の部分とは別の報知区域として設定すること。
 - (3) 防火対象物の屋上を不特定多数の者が出入する遊技場等の目的で使用する場合は、当該部分にスピーカー又は音響装置を設けること。
 - (4) 押しボタンは、原則として多数の者の目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けること。ただし、夜間に無人となる小規模防火対象物で、屋内に押しボタンを設置する適当な場所がない場合には、政令第 32 条の特例基準を適用して屋外に設置することができる。
- 2 収容人員が 20 人以上 300 人未満の旅館、ホテル、病院等の就寝施設に設置する非常警報設備については、昭和 61 年 4 月 10 日付消防救急課長通知（消防予第 54 号）「就寝施設における非常放送設備の設置の推進について」に基づき、努めて同通知による非常放送設備を設置するものとする。